

写

議案第ニ二四号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正する

昭和三十三年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雄 巳

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次の通り改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（育児手当金）

第六条の二 被保険者が出産した場合にはその出生後を育てるときは育児手当金として、出産の日から起算し、連続して六箇月間育児期間一箇月に付き二百円を支給する。但しその期間が一箇月に満たないときは一箇月とする。

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。